官報
（号　外）
発行　内閣府
（原稿作成　国立印刷局）

## 目次

〔省　令〕
○電気通信事業法施行規則等の一部を改正する省令（総務七〇）　一
○特定水産資源（くろまぐろ（小型魚）及びくろまぐろ（大型魚））に関する令和八管理年度における漁業法第十五条第一項各号に掲げる数量を公表する件の一部を変更する件　五
〔その他告示〕
○特定水産資源（まさば及びごまさば太平洋系群、まさば及びごまさば対馬暖流系群、ずわいがに太平洋北部系群、ずわいがに日本海系群A海域、ずわいがに日本海系群B海域、ずわいがに北海道西部系群、ずわいがにオホーツク海南部、まだら本州太平洋北部系群、まだら本州日本海北部系群、まだら北海道太平洋並びにまだら北海道日本海）に関する令和七管理年度における漁業法第十五条第一項各号に掲げる数量を公表する件の一部を変更する件（同七二六）　八〇
〔官庁報告〕
基本測量関係事項公告（国土交通省）　八〇
〔公　告〕
諸事項
官庁
製造たばこ小売定価、参加者の有無を確認する公募手続に係る参加意思確認書の提出を求める公示関係　八三
裁判所
破産、免責、再生関係　八九
地方公共団体
教育職員免許状失効・取上げ処分、農業協同組合法第七十三条第四項で準用する法第六十四条の二の届出関係　二三
会社その他
会社決算公告　二四
二三

## 省令

### ○総務省令第七十号

電気通信事業法及び日本電信電話株式会社等に関する法律の一部を改正する法律（令和七年法律第四十六号）の施行に伴い、並びに電気通信事業法（昭和五十九年法律第八十六号）及び日本電信電話株式会社等に関する法律（昭和五十九年法律第八十五号）の規定に基づき、電気通信事業法施行規則等の一部を改正する省令を次のように定める。

令和八年五月二十五日

総務大臣　林　芳正